

業庫第 2 2 号 (例)

2 0 2 4 年 5 月 1 3 日

代理店引受金融機関本部

代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正等に関する件

国庫国債事務における店印の押なつ事務を廃止したことを踏まえ、店印の回収および廃棄を行うこととし、これに伴い、または規程整備の観点から、下記 1. に掲げる諸規程の一部を別紙 1 から 4 までのとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

本改正は、「代理店の店印回収に関する事前連絡」(2024年3月13日付日銀業第138号)において、追って実施する旨をお知らせしていた規程整備を行うものです。

なお、店印の回収事務に関する事項は、下記 2. のとおりです。

## 記

### 1. 改正対象規程

- |     |   |     |      |
|-----|---|-----|------|
| (1) | 日本銀行代理店国庫金事務取扱手続<br>(昭和 55 年 2 月 1 日付国丙第 2 号別冊)           | ・・・ | 別紙 1 |
| (2) | 日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続<br>(昭和 57 年 3 月 8 日付国丙第 19 号)         | ・・・ | 別紙 2 |
| (3) | 店印等および重要用紙類取扱要領<br>(昭和 55 年 2 月 1 日付国丙第 2 号)              | ・・・ | 別紙 3 |
| (4) | 統合国庫記帳システム関係事務取扱要領 (代理店用)<br>(平成 16 年 3 月 4 日付業庫第 41 号別紙) | ・・・ | 別紙 4 |

## 2. 店印の回収事務に関する事項

代理店が保管している店印の回収事務に関する手順につきましては、別途、日本銀行業務オンラインにより通知します。

なお、本件に伴う回収対象の店印は、弊行からの配付を受けた一般代理店が保管している店印となりますので、念のため申し添えます。

—— 国債代理店で店印を保管している場合には、同店における店印の押なつ事務は全て廃止していることから、自行庫所定の定めがない限りにおいては、当該店印は適宜廃棄いただいで構いません。

以 上

### 【本件に関する照会先】

(1. の規程に関する事項)

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ 03-3279-1111 (代表)  
池邊 (内線: 6065)

(2. の店印の回収事務に関する事項)

日本銀行業務局総務課総合企画グループ 03-3279-1111 (代表)  
中川 (内線: 6049)、亀澤 (内線: 3333)

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 国庫金編 窓口1 4.(1)イ. 中「店印等および重要用紙類取扱要領」を「領収印等および重要用紙類取扱要領」に改める。

## 「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」中一部改正

- 窓口3 2. (1) イ. (イ) を横線のとおり改める。

## (イ) 払出書類の確認

払出書類の名称	確認内容
政府保管有価証券受託証書 <sup>①</sup> または 政府保管有価証券払込済通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受託欄に自店名（日本銀行〇〇代理店）が記載され、領収印（または店印<sup>(注1)</sup>）が押されていること。</li> <li>○ 払渡請求欄の記載事項が整っていること<sup>②</sup>。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取扱主任官名、印影が、届出の印鑑票と一致しているか</li> <li>・ 払渡請求日が記載されているか</li> </ul> </li> <li>○ 受領欄の記載事項が整っていること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受領者名が、提出者氏名欄（または払込人氏名欄）と一致<sup>(注1-2)</sup> <sup>(注2-3)</sup> しているか<sup>③</sup></li> <li>・ 受領日に誤りがないか</li> </ul> </li> <li>○ 受託番号、有価証券の要項（証券名称、枚数、総額面、内訳）等が、これに該当する保管有価証券件別帳と一致していること。</li> </ul>

(注1) 財政会計法令における押印の見直しにより、2021年1月4日以降、

店印（代理店名のみが表示された印）の押なつは不要となった。

(注1-2) 略（不変）

(注2-3) 略（不変）

「店印等および重要用紙類取扱要領」中一部改正

- 規程名称を「領収印等および重要用紙類取扱要領」に改称する。
  
- I 1. を横線のとおり改める。
  - 1. この要領の適用  
代理店において国庫金、~~国債~~および政府有価証券事務に関し使用する店印領収印等および重要用紙類の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この要領の定めるところによる。
  
- I 2. を横線のとおり改める。
  - 2. 用語の定義  
店印領収印等                      ~~店印、~~領収印および振替印をいう。  
以下略（不変）
  
- II を横線のとおり改める。
  - II 店印領収印等
  - 1. ~~店印領収印等の調製、請求等~~
    - ~~（1）店印~~
      - ~~イ. 店印は、日本銀行業務局が調製して代理店に送付する。~~
      - ~~ロ. 店印の送付を受けたときは、保管証（第1号書式）を日本銀行業務局に提出する。~~
      - ~~ハ. ま滅等のため改印の必要があるときは、次により取扱う。~~
        - ~~（イ）請求書（第2号書式）を作成し、日本銀行業務局に送付する。~~
        - ~~（ロ）店印の送付を受けたときは、保管証（第1号書式）を日本銀行業務局に提出する。~~
        - ~~（ハ）旧店印は、送付書（第3号書式）を添え、日本銀行業務局に返付する。~~
    - ~~（2）領収印および振替印~~

領収印および振替印等は、代理店において調製する。

2. 店印領収印等の管理

店印領収印等の押なつは責任者が行い、自行庫所定の「印章類保管・管理規定」等により厳格に保管・管理する。

- IVを横線のとおり改める。

IV その他

代理店の廃止に伴う店印領収印等および重要用紙類の取扱いについては、統轄店の指示による。

- 第1号書式から第3号書式までを次のとおり改める（全面改正）。

第1号書式 削除

第2号書式 削除

第3号書式 削除

「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領（代理店用）」中一部改正

- 第3編第2章2.（1）（注1）を横線のとおり改める。

（注1）本来は不要な店印本行名のみが表示された印の印影が印字される（システム的な制約によるものであり、本来は不要。）。